

第 11 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 6 年 12 月 25 日（水）9：30～10：25

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】（14名）

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	4 番 高 橋 伸 幸	6 番 原 田 義 一
7 番 野 上 省 三	8 番 皆 本 浩 己	9 番 豊 田 知 世	10 番 川 神 昌 暢
11 番 河 上 昭 二	14 番 岩 谷 淳 志	16 番 三 浦 寿 紀	17 番 柿 元 信 次
18 番 玉 田 一	19 番 南 谷 勇		

【農地利用最適化推進委員】（15名）

1 番 河 野 恒 弘	1 番 近 重 邦 昭	2 番 永 見 繁 廣	4 番 小松原 常 雄
5 番 永 見 昌 之	6 番 道 下 文 男	7 番 領 家 悟	8 番 永 見 孔
11 番 長 野 昭 三	12 番 高 橋 久美子	14 番 田 村 邦 麿	15 番 河 崎 健
16 番 野 村 明 治	18 番 串 崎 美 之	19 番 大 森 一 利	

2 欠席委員

【農業委員】大崎健太、岡本健治、青葉 真、稲田勝志、藤若裕香

【農地利用最適化推進委員】河西 堅、大谷数義、橋本安延

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本係長、濱野主任主事

【農林振興課】松本会計年度任用職員

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次 第

(1) 開会

(2) 議案

報告

農地利用目的変更届について（1件）

公共事業による廃土処理届出について（1件）

議案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について（利用権設定76件）

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（1件）

議第4号 転用統制外証明願について（非農地証明）（2件）

5 その他

6 閉 会

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、3番 大崎委員、5番 岡本委員、12番 青葉委員、13番 稲田委員、15番 藤若委員、以上5名から欠席の連絡がありました。農業委員の出席は、現在14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、3番 河西委員、10番 大谷委員、13番 橋本委員、以上3名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第11回浜田市農業委員会総会を開催いたします。続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。10番：川神昌暢委員、11番：河上昭二委員、よろしくをお願いします。</p> <p>本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、「次第」の1番目「報告」です。報告は、農地利用目的変更届が1件、公共事業による廃土処理届出が1件、です。事務局の説明をお願いします。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>農地利用目的変更届「3号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター佐野分館から約500m南西の佐野町美田町内です。届出は、田、2筆、1,064㎡で、利用目的を「田」から「畑」に変更するものです。野菜・果樹を耕作することとされ、隣接者等から異議支障が出た場合は、私方において責任を持ち解決することとしておられます。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で第2種農地と判断いたしました。</p> <p>公共事業による廃土処理届出「6号」について説明します。場所は、旭町丸原センターから約550m西南西の御神本町内です。こちらは、今市・森谷の宅地自然災害防止工事として、廃土量約80㎡を、工事個所が現地から近く経済的であり、また、所有者の希望により埋立て、将来「畑」として利用計画となっております。工事期間は、許可日から令和7年2月26日までの予定となっております。</p> <p>事前質問として、公共廃土「6号」について、現地写真を見ると、すでに土</p>

	<p>砂が搬入されているのではとの指摘ですが、同じ箇所にも、令和6年1月25日届出で、期間が令和7年7月1日までとした、搬入の許可を出している案件で、過去にも数か所の公共廃土処理したところになります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、「次第」の2番目、議案に入ります。</p> <p>議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前質問等ありましたら、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、76件、175筆、282,889㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、「令和6年12月27日から令和7年1月9日までの14日間」、開始日を「令和7年1月1日以降」とされています。</p> <p>事前質問がありました。申請番号：59、64、65、66の耕作予定者の経営実態について質問があり、住民票は県外ですが、耕作地近くに実家があり、農繁期は、実家に滞在し、耕作しておられ、この利用権も継続される案件です。説明は以上です。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議第1号について、説明が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
高橋委員	<p>申請番号：69についてですが、耕作予定者さんは、露地野菜、ハウス野菜を耕作しておられますが、これ以上できるのか心配します。また、今回の申請地は前任者が耕作できなくなったと認識しております。支所産業建設課・支援センターがどのような認識なのか、そのあたりわかれば、教えてください。</p>
事務局	<p>利用権申出書を確認しますと、「水稻」耕作で、本人さんと希望としては、200a位まで希望するという事は、確認できますが、支所・支援センターに確認します。</p>
佐々木委員	<p>高橋委員さんの対象者の印象はどのような感じなのか教えてください。</p>
高橋委員	<p>耕作予定者さんは、野菜を出荷しておられますが、現体制で「水稻」できるのか疑問を持っています。</p>

事務局	支所・支援センターに確認しようとしたのですが、現在は、不在でしたが、委員さんを含めた農業委員会・支所産業建設課・支援センターで情報共有・協力する中で、見守っていきたいと思います。万が一耕作できないこととなれば、合意解約等の対応も考えていきたいと思います。
議 長	事務局から説明がありましたが、委員さんから何かありますか。
高橋委員	耕作放棄とならないように見守っていただきたいと思います。
議 長	その他、ありますか。
三浦委員	野菜の耕作で手一杯という認識であると思いますが、今後の戦略があると思いますが、把握しておられればお聞きします。
事務局	申出書には、「水稻」とあります。農業委員会・支所産業建設課・支援センターで連携し、見守っていきたいと思います。
永見繁廣委員	農業委員会・支所産業建設課・支援センターで連携し、不測の事態があった場合は対処するとありましたが、そのあたりを検証したうえで採決をしたほうが良いかと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	利用権設定のひとつの目的として、耕作放棄とならないようにすることもあるかと思いますが。借受人さんも耕作するという事で申出書を提出されたもので、委員さんが心配されることもあると思いますが、関係者が連携した対応をしてはと考えております。
議 長	その他、ありますか。 ないようですので、採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
議 長	挙手、多数です。承認といたします。 続きまして議第2号 農地法第3条の規定による許可申請は、1件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「20号」について説明します。保留となっている案件ですが、場所は、弥栄町の交流センターかどたから約350m東北東になります。申請は、田及び畑計10筆、合計面積は12,485㎡で、有償による所有権移転です。譲渡事由は、宅地建物等と共に空き家バンク登録した物件を所有権移転するものです。周辺の土地も田や畑として使用されており、申請地を田として使用することは問題ない。譲受人は、地元の法人に加入され、協力を受けながら耕作される

	<p>ということです。もし集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合い解決したい、と申請されています。前回ありました質問に対する回答ですが、まず、中山間等の補助金については、基本的には、法人に入ることになります。それから、農地の畦畔の草刈を所有者がされた場合は、法人から草刈をされた方に支払うこととされています。それから、「地域計画」についてですが、基本的には法人がされるという計画とする予定で、個人で耕作することが決まっている場合は、その個人で計画には反映される方向と伺っております。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。</p> <p>事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「20号」につきまして、「4番 高橋委員 または 小松原委員」補足説明をお願いします。</p>
高橋委員	<p>事務局から説明があったところですが、先日、譲受人・法人・私・事務局で確認をしました。今後、耕作できと思っています。</p>
議 長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 全員～</p>
議 長	<p>挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請は1件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「27号」について説明します。場所は、国府小学校から約400m東南東の下府町5町内です。申請は、畑、480㎡です。転用目的は、個人住宅の建築です。資金証明として融資証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、埋立て土砂が流出し周辺の農地に影響がないように、コンクリートブロック土止めなど被害防除対策には万全を期す。生活排水は合併浄化槽を通じ、また雨水は市道側溝へ排水するので周囲への影響はない。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任をもってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。</p> <p>事前質問として、議案と写真の地番の表記が違っていると指摘があり、追加資料</p>

	①をご覧いただきたいのですが、現地写真の「1678 番」が正当です。説明は以上です。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「27 号」につきまして、「1 番 河野委員 または 近重委員」をお願いします。
近重委員	写真をご覧いただきますとわかるように、隣接の農地との境に土止めが必要で、排水のことも、先程の説明のとおりでございます。よろしく申し上げます。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。第 5 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 全員～
議 長	挙手、全員です。承認といたします。 続きまして、議第 4 号転用統制外証明願（非農地証明願）は 2 件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「20 号」について説明します。場所は、長沢町、教育センターから約 500 m 南南西の長沢町 5-1 町内です。非農地証明の対象農地は、畑 6 筆、計 1,970.29 m <sup>2</sup> で、年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林・原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、証明可能と判断しました。  「21 号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター細谷分館付近ほかです。非農地証明の対象農地は、田及び畑 11 筆、計 4,526 m <sup>2</sup> で、昭和 40 年または平成 10 年頃から耕作放棄となり、現況山林・原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、いずれも再生困難であり、証明可能と判断しました。  事前質問はありませんでした。説明は以上です。
議 長	「20 号」につきまして、「10 番 川神委員」補足説明をお願いします。
川神委員	現地を確認しました。農地パトロールの際は、現地がわかりませんでした。今回の届出により改めて現地を確認しました。現況は、山林・原野の状態で、「畑」としての利用は不可能な状態でした。
議 長	「21 号」につきまして、「11 番 河上委員 または 長野委員」補足説明をお願いします。

河上委員	<p>現地の写真をご覧くださいますと、現況、木や竹がうっそうと生えており、農地としての再生は困難なところもありました。管理はされていましたが、傾斜がすごいこともあり、非農地証明可能と思いました。</p>
議長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。転用統制外証明願・非農地証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～挙手 全員～</p>
議長	<p>挙手、全員です。承認いたします。</p> <p>その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>その他、ないようですので、以上を持ちまして、第11回総会を終了します。</p>

終了 午前10時25分